

# 皇居周辺の景観保存に関する意見書

皇居及びその周辺地域は、歴史と文化に培われた緑豊かな自然と潤いのある景観を残す、都心千代田のシンボルであり、千代田区民の誇りであります。また、日本国民共有の財産として、未来に受け継ぐべき貴重な遺産であります。

このような景観を守るためには、街並みとの調和が大切であり、周辺建築物の高さや形状、色彩等に視点をあてたまちづくりが必要であります。

現在、皇居周辺の大手町・丸の内・有楽町地域では、建替えの時期を迎えており、現行の都市計画法や建築基準法では、超高層の建築物を建てることも可能な状況にあります。

千代田区といたしましては、地区計画等の手法により、この地区にふさわしい街並み形成に向け、高さ制限等を行うなど努力を重ねてきております。しかし、現行の法律のもとでは、景観や街並みという国民の歴史財産にふさわしい皇居周辺の環境を保全するには大変厳しい状況にあります。

このため、皇居及びその周辺地域の景観を守ることができる特別の措置を、国に強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年7月4日

千代田区議会議長

高山はじめ

国土交通大臣

あて

環境大臣